

議案第 29 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例

佐倉市都市公園条例（昭和４７年佐倉市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条の４に次の１項を加える。

６ 政令第８条第１項の条例で定める割合は、１００分の５０とする。

第１８条中「第５条の３」を「第５条の１１」に改める。

別表第１の２行商、募金その他これらに類する行為をすることの項中

「

１人	１日	１７０円
----	----	------

」を

「

１人	１日	２５０円
----	----	------

」に改める。

別表第６の１ 基本施設の表を次のように改める。

１ 基本施設

区分		入場料等を徴収しないで使用する場合			入場料等を徴収して使用する場合		摘要
		２時間	半日	１日	半日	１日	
長嶋茂雄記念岩名球場	一般	２，４３ ０円	４，８６ ０円	９，７２ ０円	２４，３ ００円	４８，６ ００円	
	高校生・大	１，２９ ０円	２，５８ ０円	５，１７ ０円	１２，１ ５０円	２４，３ ００円	
	学生	８１０円	１，６２ ０円	３，２４ ０円			
	小・中学生						
	職業野球				７２，９ ００円	１４５， ８００円	
	会議室	４３０円	８６０円	１，７２ ０円	８６０円	１，７２ ０円	

岩 名 第 2 球 場	一般		1, 6 2 0 円	3, 2 4 0 円	6, 4 8 0 円			
	高校生・大 学生		8 1 0 円	1, 6 2 0 円	3, 2 4 0 円			
	小・中学生		4 8 0 円	9 6 0 円	1, 9 3 0 円			
大 作 球 場	一般		1, 6 2 0 円	3, 2 4 0 円	6, 4 8 0 円			
	高校生・大 学生		8 1 0 円	1, 6 2 0 円	3, 2 4 0 円			
	小・中学生		4 8 0 円	9 6 0 円	1, 9 3 0 円			
陸 上 競 技 場	団 体	一般		9, 7 2 0 円	1 9, 4 4 0 円	3 2, 4 0 0 円	6 4, 8 0 0 円	団 体 と は 1 0 人 以 上 と する。
		高校生・ 大学生		1, 2 9 0 円	2, 5 8 0 円	8, 1 0 0 円	1 6, 2 0 0 円	
		小・中学 生		8 1 0 円	1, 6 2 0 円			
		アマチュ アスポー ツ以外				9 7, 2 0 0 円	1 9 4, 4 0 0 円	
	個人		1 回 1 5 0 円					
会議室			4 3 0 円	8 6 0 円	1, 7 2 0 円	8 6 0 円	1, 7 2 0 円	
テ ニ ス コ ー ト (ク レ ー) (1 コ ー ト につ き)	一般		6 4 0 円	1, 2 8 0 円	2, 5 6 0 円	1 2, 8 6 0 円	2 5, 7 2 0 円	
	高校生・大 学生		3 1 0 円	6 4 0 円	1, 2 8 0 円	6, 4 3 0 円	1 2, 8 6 0 円	
	小・中学生		1 5 0 円	3 1 0 円	6 4 0 円			
	職業テニス					2 5, 7 2 0 円	5 1, 4 4 0 円	
テ ニ ス コ ー ト (人 工 芝) (1	一般		1, 2 4 0 円	2, 4 6 0 円	4, 9 2 0 円	2 4, 5 8 0 円	4 9, 1 7 0 円	
	高校生・大 学生		6 3 0 円	1, 2 4 0 円	2, 4 6 0 円	1 2, 2 8 0 円	2 4, 5 8 0 円	

コート につき)	小・中学生	3 1 0 円	6 3 0 円	1, 2 4 0 円			
	職業テニス				4 9, 1 7 0 円	9 8, 3 5 0 円	
ス ポ ー ツ 資 料 館	会議室	1 時間 3 1 0 円					
プール	一般（高校 生以上）	1 回 4 8 0 円					
	小・中学生	1 回 1 5 0 円					
	ロッカー	1 回 5 0 円					
岩 名 球 技 場	全 面	一般	5, 1 5 0 円	1 0, 2 9 0 円	2 0, 5 7 0 円	1 0 2, 2 0 5, 8 5 0 円	2 0 5, 7 1 0 円
		高校生・ 大学生	2, 5 8 0 円	5, 1 5 0 円	1 0, 2 9 0 円		
		小・中学 生	1, 6 5 0 円	3, 2 9 0 円	6, 5 8 0 円		
	半 面	一般	2, 5 8 0 円	5, 1 5 0 円	1 0, 2 9 0 円	5 1, 4 2 0 円	1 0 2, 8 5 0 円
		高校生・ 大学生	1, 2 9 0 円	2, 5 8 0 円	5, 1 5 0 円		
		小・中学 生	8 3 0 円	1, 6 5 0 円	3, 2 9 0 円		

備考

- 1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。
- 2 スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。

別表第6の2 附帯設備の表中

「

5, 1 4 0 円
4, 5 3 0 円
2, 4 7 0 円
1, 2 4 0 円

8 3 0 円

」を

「

5, 4 3 0 円
4, 7 8 0 円
3, 1 1 0 円
1, 5 6 0 円
1, 0 4 0 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の 2 の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日以後の同条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る使用料について適用する。

3 新条例別表第 6 の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後の有料施設の使用に係る利用料金の上限額について適用する。